

令和元年5月17日
令和元年10月1日改定

七ツ森地域交流センターお試し住宅利用規約

(目的)

第1条 この規約は、雫石町に移住を検討する者に対し、町内における生活を体験する機会を提供することについて必要な事項を定め、もって当町の生活環境や気候風土への理解を促進し、当町への転入人口を増加させることを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住体験事業 本町に移住を検討する者に対し、居住体験住宅を貸し付けることにより本町における生活を体験させる事業（以下「本事業」という。）をいう。
- (2) 体験住宅 本事業により日常生活を営むための家具、電化製品その他の住宅に関する備品を備えた住宅及びその附帯施設並びにこれらの敷地をいう。

(体験住宅)

第3条 本事業において貸し付ける体験住宅は、町有財産である住宅のうち下記に掲げるものとする。

名称	所在地	建築年	構造	面積
七ツ森地域交流センターお試し住居A室	岩手県岩手郡雫石町沼返19-51	平成30年	木造平屋建て	37.26㎡
七ツ森地域交流センターお試し住居B室	岩手県岩手郡雫石町沼返19-51	平成30年	木造平屋建て	44.72㎡

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本町への移住を検討する者

- (2) 本事業の参加に要する費用を支払うことができる者
 - (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者
 - (4) 第9条各号に定める事項を遵守することができる者
 - (5) 過去に本事業に参加した者にあつては、その終了から3月が経過した者
- （居住体験の申請）

第5条 本事業による居住を体験しようとする者（複数人で居住しようとする場合はその代表者）は、七ツ森地域交流センター居住体験申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて甲に提出するものとする。

- (1) 同一の期間内に居住を体験しようとする全ての者の住民票の写し
- (2) その他甲が必要と認める書類

（居住体験の決定）

第6条 七ツ森地域交流センターの指定管理者（以下甲という）は、前条の申込書の提出があつた場合は、その内容を審査し、居住体験を決定したときは、七ツ地域交流センター居住体験決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

2 甲は、第4条に規定する居住を体験することができる者であつて当該体験を希望するものがその募集の数を超えるときは、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める順位を付し、その順位の最も高い者を居住体験者として決定するものとする。

- (1) 過去に本事業による居住の体験をしたことがない者 第1位
- (2) その者と同一の期間内に居住を体験する者の人数が多数である者 第2位

（契約）

第7条 居住体験の決定を受けた者（以下「乙」という）は、様式第1号。（以下「申込書」という。）及び様式第2号（以下「決定通知書」という）、様式第3号（以下「誓約書」という）により、体験住宅の使用について甲と契約を締結するものとする。

（契約の期間）

第8条 体験住宅の使用に係る契約の期間は別表（ろ）欄に掲げる期間のうち、決定通知書において定めるものとする。

（体験者の遵守事項）

第9条 乙は、体験住宅の使用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守及び就寝時に施錠する等体験住宅を善良に管理すること。

- (2) 体験住宅の様態を改変又は増築しないこと。
- (3) 体験住宅の鍵を紛失したときは、速やかに甲にその旨を報告すること。
- (4) 火気の取扱いに注意するとともに、冬期間にあつては水道の凍結防止に配慮すること。
- (5) 備付けの備品及び什器類を適切に取り扱うこと。
- (6) 草刈り、通路等の除雪等を行い、体験住宅内及び体験住宅の周辺を適正に管理すること。
- (7) ごみを決められたルールに従い排出すること。
- (8) 自動車を使用するときは、決められた区域に駐車し、通路等に駐車することにより歩行者及び他の車両の通行を妨げないこと。
- (9) 退去する際には清掃及び環境整備し、速やかに鍵を甲に返却すること。

(制限される行為)

第10条 乙は、体験住宅において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 体験者以外の者を同居させること。
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行う場所として体験住宅を使用すること。
- (3) 興業の用に供する場所として体験住宅を使用すること。
- (4) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行う場所として体験住宅を使用すること。
- (6) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 体験住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (8) 犬、猫その他の動物を飼育すること。
- (9) その他体験住宅の使用にふさわしくないこととして甲が指示すること。

(体験の決定の取消し)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当することを認めるときは、第6条の規定による体験の決定を取り消すことができるものとし、取り消したときは、乙に対し七ツ森地域交流センター居住体験取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請により第6条の体験の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 乙が第9条第1号から第8号まで及び前条の規定に違反したとき。

(3) 天災その他の理由により居住の体験を継続させることが困難と認めるとき。

2 前項の規定により体験の決定の取消しがあったときは、第7条の規定による体験住宅の使用の契約は、第8条の規定による期間にかかわらず、その取消しの日をもって解除されるものとする。

(使用料)

第12条 体験住宅の使用料（以下「使用料」という。）は、第8条に規定する期間を単位として別表の（は）欄に掲げるとおりとする。

2 乙は、前項の使用料を甲が定める期日までに納付しなければならない。

3 使用料は、次に掲げる体験住宅の利用に要する経費を含み、飲食費、日常生活に係る消耗品、交通費等は含まないものとする。

(1) 住宅使用料

(2) 駐車場使用料

(3) 光熱水費（電気料金、ガス料金、水道使用料及び下水道使用料をいう。）

(4) 使用終了後の清掃費

(5) 日本放送協会放送受信料

4 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、甲が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 前項ただし書の規定により使用料を還付する場合における還付する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 前条第1項第3号に規定するもののうち、乙の責に帰することができない理由による
とき 100分の100の額

(2) 前号に定めるもののほか、甲が特に認めたとき 甲が決定した額

(手荷物の扱い)

第13条

乙の手荷物が、宿泊に先立って七ツ森地域交流センターに到着した場合は、その到着前に甲が了解したときに限って責任をもって保管し、利用者が七ツ森地域交流センターにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 乙がチェックアウトしたのち、乙の手荷物又は携帯品がお試し住居または七ツ森地域交流センターに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、甲は、乙に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、乙の指示がない場合又は所有者が判明

しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における乙の手荷物又は携帯品の保管について甲の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条 第2項の規定に準じるものとします。

(明渡し)

第14条 乙は、第8条に規定する期間が終了したとき又は第11条第2項の規定により契約が解除されたときは、甲と協議の上、通常の使用に伴い生じた体験住宅の損耗を除き、体験住宅を原状に回復して甲が定める期日までに明け渡さなければならない。

(立入り)

第15条 甲は、体験住宅の防火、構造の保全その他体験住宅の管理上特に必要があると認めるときは、乙の承諾を得て、体験住宅内に立ち入ることができる。

(損害賠償)

第16条 乙は、故意又は過失により体験住宅又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、前項に規定する損害が発生したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(事故免責)

第17条 体験住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該体験住宅内又は体験住宅の周辺で発生した事故に対して甲は、その責任を負わないものとする。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、甲が別に定める。

この告示は、令和元年5月17日から施行する。

別表

(い)	(ろ)	(は)
体験住宅の名称	(い) 欄に掲げる体験住宅の使用の期間	(ろ) 欄に掲げる使用期間の使用料の額 (消費税を含む。)
七ツ森地域交流センター お試し住居A室	1日～31日	2,030円 (11月から4月までは暖房費 1,000円加算)
七ツ森地域交流センター お試し住居A室	1日～31日	3,050円 (11月から4月までは暖房費 1,000円加算)

付則 この規約は令和元年5月17日より施行する。